

電源種別毎の出力制御について

1 太陽光発電の出力制御（指定電気事業者制度）

- ・ 現行ルールでは、出力制御の対象は500kW以上ですが、省令改正後に連系承諾させていただき事業者さまにつきましては、その対象が拡大されるため、500kW未満を含めて年間30日を超えた無補償での出力制御にご協力いただくこととなります。
- ・ ただし、平成26年9月25日以降も、回答保留を行わずに接続を行っている住宅用太陽光発電(10kW未満の余剰買取)につきましては、経過措置として、平成27年3月まで、現行どおりのお取扱いを継続させていただきますが、平成27年4月以降の申込みについては、指定電気事業者制度に基づく出力制御にご協力いただくこととなります^(注)。(下表 1)

(注)：非住宅用太陽光(10kW以上)を先に出力制御を行うなど優先的なお取扱いとさせていただきます。

2 風力・バイオマス発電の出力制御

〔接続検討申込み中の事業者さま〕新ルールによる出力制御が適用されます。(接続契約申込みが省令改正後の場合)

〔接続契約申込み中の事業者さま〕現行ルールによる出力制御が適用されます。

3 地熱・水力発電

出力制御はありません。

[表中 の設備量については、平成26年11月末実績値]

	太陽光 【指定電気事業者制度に基づき受入れ】 (接続可能量817万kW)	風力 【接続可能量まで受入れ】 (接続可能量100万kW)	地熱 【受入れ】	水力(揚水除く) 【受入れ】	バイオマス【受入れ】		
					(ア)地域型	(イ)専焼発電	(ウ)化石燃料混焼発電
接続検討申込み	・指定電気事業者制度による年間30日を超えた無補償での出力制御 ・出力制御対象 全ての太陽光発電 ・遠隔出力制御システムの導入 564万kW	・年間720時間までの無補償での出力制御 ・出力制御対象 全ての風力発電 ・遠隔出力制御システムの導入 12万kW	出力制御なし 2万kW	出力制御なし 3万kW	・必要時には出力制御実施(2) ・出力制御順序:(ウ) (イ) (ア) 8万kW		
接続契約申込み	・指定電気事業者制度による年間30日を超えた無補償での出力制御 ・出力制御対象 現行:500kW以上 省令改正後:全ての太陽光発電(1) ・遠隔出力制御システムの導入 507万kW	・年間30日までの無補償での出力制御 ・出力制御対象 500kW以上 20万kW	出力制御なし 0.2万kW	出力制御なし 5万kW	現行ルール(火力発電と同等の出力制御を前提)を適用 1万kW		
承諾済(3)	414万kW	13万kW	1万kW	1万kW	5万kW		
接続済(4)	401万kW	45万kW	21万kW	183万kW	27万kW	184万kW	31万kW
	815万kW		22万kW		27万kW		
	58万kW		22万kW		31万kW		

2 地域型バイオマスについては、稼働率が高い、かつ、燃料の貯蔵が困難等の技術的制約等により出力制御を求めることが適当ではない場合を除く

3 平成26年9月24日までに接続契約申込みを行っている低圧(敷地分割を除く)の事業者さまを含む 4 当社保有設備を含む